

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・救急病院の認定	医 療 政 策 課
・特定漁港漁場整備事業計画の公表	漁 港 漁 場 課
・道路の区域変更(4件)	道 路 維 持 課
・道路の供用開始	〃
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	砂 防 課
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件)	〃
・一般競争入札の参加者の資格等	警 察 本 部 会 計 課
◎ 公 告	
・契約者等	税 務 課
・令和4年度家畜商講習会の開催	畜 産 課
・特定開発行為に関する工事完了	砂 防 課
・一般競争入札の実施	警 察 本 部 会 計 課

告 示

長崎県告示第493号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき、次のとおり救急病院として認定した。
令和4年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人 光晴会病院	長崎市葉山1丁目3番12号	令和4年8月17日	令和7年8月16日
社会医療法人健友会 上戸町病院	長崎市上戸町4丁目2-20	令和4年9月4日	令和7年9月3日
医療法人医理会 柿添病院	平戸市鏡川町278番地	令和4年9月4日	令和7年9月3日
社会医療法人青洲会 青洲会病院	平戸市田平町山内免612-4	令和4年9月4日	令和7年9月3日
医療法人 栄和会 泉川病院	南島原市深江町丁2405	令和4年9月4日	令和7年9月3日

長崎県告示第494号

漁港場整備法(昭和25年法律第137号)第17条第1項の規定に基づき、次のとおり崎山地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

令和4年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

（「次のとおり」は省略し、崎山地区に係る特定漁港場整備事業計画を長崎県水産部漁港場課に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
官公有無番地先（雲仙市吾妻町本村名字畑田299番1）から 雲仙市吾妻町平江名字浜ノ田21番2地先まで	前	9.5~12.8	96.7	
	後	12.7~15.2	96.7	

長崎県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市吾妻町平江名字穴町177番9地先から 雲仙市吾妻町古城名字土井150番3地先まで	前	9.0~15.0	332.3	
	後	10.7~15.6	332.3	

長崎県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 諫早飯盛線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市土師野尾町1283番10地先から 諫早市飯盛町山口字大野原977番1地先まで	前	7.2~31.2	2368.6	
	後	10.3~53.9	2308.0	

長崎県告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 207号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市多良見町佐瀬字井手下2284番1地先から 諫早市多良見町佐瀬字井手下2290番1地先まで	前	11.8~15.6	19.5	
	後	14.8~18.6	19.5	

長崎県告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 207号	諫早市多良見町佐瀬字井手下2284番1地先から 諫早市多良見町佐瀬字井手下2290番1地先まで	令和4年7月22日

長崎県告示第500号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和4年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
佐世保一（急）－1914	佐世保市ひうみ町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
佐世保一（急）－1915	佐世保市ひうみ町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保一（急）－1932-3	佐世保市ひうみ町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保一（急）－1933	佐世保市ひうみ町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

長崎県告示第501号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、平成24年長崎県告示第364号で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定により、指定を解除する。

なお、その公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和4年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
佐世保一（急）－1914	佐世保市ひうみ町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
佐世保一（急）－1915	佐世保市ひうみ町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保一（急）－1932-3	佐世保市ひうみ町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保一（急）－1933	佐世保市ひうみ町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

長崎県告示第502号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、平成24年長崎県告示第364号で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定により、指定を解除する。

なお、その公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和4年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
佐世保一（急）-1932-2	佐世保市ひうみ町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示

長崎県告示第503号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

長崎県警察職員総合管理システム構築業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

- ア 純資産の額 前事業年度の純資産の額
 イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
 ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
 エ 損益状況 前事業年度の損益状況

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から、令和4年8月22日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

なお、下記に示す長崎県警察のホームページから入手することもできる。

アドレス：<https://www.police.pref.nagasaki.jp/>

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に郵送又は持参により提出すること。

- ア 誓約書
 イ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
エ 県税に関し未納がないことを証する証明書

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
【注】上記「エ」「オ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番3号

（名称）長崎県警察本部警務部会計課調度係

（電話）095-820-0110

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第7号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号

8 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書（様式第8号）を提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 合併、営業譲渡、相続等により組織の変更が生じたとき。
- (2) 会社分割制度（商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号））による会社分割により組織の変更が生じたとき。

9 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和4年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
県税総合システム税制改正対応（法人関係税）改修業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部税務課
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2216
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年7月7日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
長崎市万才町7-1
日本電気株式会社長崎支店 支店長 木村 雅晴
- 5 随意契約に係る契約金額
45,347,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定に該当するため。

長崎県家畜商講習会の開催（公告）

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定に基づき、令和4年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和4年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 講習の目的及び対象者
家畜の取引業務に従事するため、家畜商免許を必要とする者に対し、取引の業務に関し必要な知識を習得させる。
- 2 開催日時
令和4年8月23日（火）午前9時00分から午後5時40分まで
令和4年8月24日（水）午前9時30分から午後5時40分まで
- 3 開催場所
長崎県出島町1-20
長崎県農協会館701、702会議室
- 4 講習科目及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令	4時間
(2) 家畜の品種及び特徴	4時間
(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6時間
- 5 受講申込手続

(1) 提出書類及び受講料	
ア 受講申込書	
写真（申請前6か月以内に撮影）を所定の欄に貼り付ける。	

イ 受講料

3,300円（長崎県収入証紙3,300円分を受講申込書に貼付。別途テキスト代3,500円が必要）

ウ 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）に係る誓約書

(2) 受講申込書の提出先

住所地を所管する各振興局（農業企画課又は農業振興普及課）、県外在住者にあつては長崎県畜産課へ提出すること。

(3) 提出期限

令和4年8月12日（金）必着

6 講習の特例措置

家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書の規定に基づき、獣医師の免許を有する者及び家畜人工授精師の免許を有する者で、講習の特例措置（一部免除）を受ける場合は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを、受講申込書に添付すること。

7 修了証明書の交付

所定の講習課程の全てを修了した者には、修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 受講の受付は、午前9時00分から9時15分までの間に行い、講習会開始後は受け付けない。

(2) 受講日当日は、筆記用具を持参すること。

(番号)

写真添付

- ・ 申込前6月以内に撮影したもの
- ・ 上半身、正面、無帽で本人と識別できるもの
- ・ 縦4センチ、横3センチ位のもの

家畜商講習会受講申込書

令和 年 月 日

長崎県知事 殿

住 所

電話番号

緊急連絡先

ふりがな

氏 名

印

生年月日

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による講習会を受けた
いので申し込みます。

注1 氏名を自署する場合には、捺印を省略することができる。

注2 家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書の規定により講習の特例措置を受ける場合は、家畜商法施行規則（昭和37年農林省令第4号）第4条の各号に掲げる資格（獣医師又は家畜人工授精師）の免許証の写しを別に添付すること。

特定開発行為に関する工事完了（公告）

次の特定開発行為に関する工事は完了した。

令和4年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
当初許可 平成29年11月27日 長崎県指令29砂第87号 変更許可 令和3年8月17日 長崎県指令3砂第78号	(2工区) 長崎県佐世保市ひうみ町74番5の一部、74番7の一部、304番1の一部、304番19、304番20、304番21、304番22、304番23、304番24、304番25、1315番1、1315番140、1315番145、1315番153の一部、1315番154の一部、1315番155の一部、1315番169、1354番1、1354番2、1472番1の一部、1474番1、1474番2、1474番3、1474番4、1474番5、1474番6、1495番1、1500番1の一部、1503番、1514番1、1514番5、1519番16、1523番3、1525番4の一部、1525番5、1533番35、1533番36の一部、1879番42、1906番6の一部、1907番10の一部、2849番13、白岳町1494番の一部、1495番2の一部、1500番2の一部、日宇町2849番15	長崎県長崎市大橋町19番7号 有限会社リッチ 代表取締役 久保 安之

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり、総合評価一般競争入札を行うので公告する。

令和4年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 長崎県警察職員総合管理システム構築業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和6年12月27日まで
- (3) 業務概要 長崎県警察における職員総合管理システムの構築業務
なお、仕様等詳細については入札説明書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（令和4年長崎県告示503号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を得ている者であること。
- (4) この公告の日から3(8)の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から3(8)の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札の方法等

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定による、総合評価一般競争入札で行うので、別に定める技術提案書作成要領に基づく技術提案書及び契約希望金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格と

するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
 - (4) 入札執行回数は3回を限度とする。
 - (5) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。
 - (6) 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(名 称) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)
(住 所) 〒850-8548 長崎市尾上町3番3号
(電 話) 095-820-0110 内線2231
 - (7) 技術提案書の提出期限及び場所
(期 限) 令和4年8月30日(火) 17時まで
(場 所) 長崎県警察本部警務部警務課
 - (8) 入札の期日及び場所
(期 日) 令和4年9月15日(木) 13時30分
(場 所) 長崎県警察本部 3階入札室
※入札当日が悪天候(大雨等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に(6)の部局へ連絡すること。
 - (9) 郵送による場合の入札書の受領期限等
(期 限) 令和4年9月14日(水) 17時00分必着
(提出先) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 4 入札説明書等の交付期間及び場所
(期 間) この公告の日から令和4年8月30日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時
(場 所) 3(6)の部局
 - 5 契約事項を示す場所
3(6)の部局
 - 6 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間に、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、それを証明するものを2件提出する場合
 - (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、それを証明するものを2件提出する場合
 - 8 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
 - 9 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

- (2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
 - (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (4) 入札者が連合して入札したとき。
 - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (10) 入札者が入札条件に違反したとき。
 - (11) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
 - (12) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (13) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (14) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (15) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (16) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 10 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者のうち、技術提案書の審査に基づく技術点、入札金額に基づく価格点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術点の高い入札者を落札者とする。さらに、技術点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。
 - (2) 技術点は、基礎点280点と加算点320点の合計600点とし、基礎点に満たない技術提案書を提出したものは失格とし、総合評価点は与えない。
 - (3) 価格点は、300点とし、入札価格に応じて点数を与える。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。
- 11 落札者決定基準
- 落札者決定基準については、別に定める。
- 12 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 - (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Business to outsource:
Outsourcing of construction of Nagasaki police staff comprehensive management system
 - (2) Contract period:
From the contract conclusion date to December 27, 2024
 - (3) Fulfilment location:
Nagasaki Prefectural Police Headquarters
 - (4) Time-limit for submitting technical proposals:
5:00 p.m. August 30, 2022

- (5) Time-limit for tender by registered mail (must arrive by post by this date) :
5:00 p.m. September 14, 2022
- (6) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. September 15, 2022
- (7) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2231

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話
直通表
(八二四)
(八九五)
二二一
二二一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺田宏
クックプリン
ト